

IOSCO 証券規制の目的と原則

証券監督者国際機構

2010 年 6 月

序文・要旨

本文書は、証券¹規制に係る以下の3つの目的に基いた証券規制の38の原則を提示するものである。

- 投資家の保護²
- 市場の公正性、効率性、透明性の確保
- システミックリスクの削減

上記の規制の目的を達成するためには、関係する法的枠組みの中でこれら38の原則が実際に遂行される必要がある。原則は9つのカテゴリーに分類される。

¹便宜上、この文書では文脈上許される限り、「証券市場」の語はさまざまな市場部門を包括的に言及するものとして用いられる。特に、文脈上許される限り、デリバティブ市場への言及を含むと解すべきである。同じことは、「証券規制」の語の使い方にも当てはまる。（IOSCO By-Laws, Explanatory Memorandum を参照されたい。）

²「投資家(investor)」の語には、顧客やその他金融サービスの消費者を含む。

原則一覧

A. 規制当局に関する原則

1. 規制当局の責任は、明確かつ客観的に定められるべきである。
2. 規制当局は、その機能・権限を行使する上で独立性を有し、説明責任を負うべきである。
3. 規制当局は、その機能を発揮し権限を行使するために、十分な権限、適切なリソース、能力を有するべきである。
4. 規制当局は、明確かつ整合的な規制上のプロセスを採用すべきである。
5. 規制当局の職員は、機密保持に関する適切な基準などの、高度な職業上の基準を遵守すべきである。
6. 規制当局は、その権限に応じて適切に、システミックリスクの監視・低減・管理に向けたプロセスを有するか、またはそれに貢献すべきである。
7. 規制当局は、規制の境界線を定期的に見直すためのプロセスを有するか、またはそれに貢献すべきである。
8. 規制当局は、利益相反やインセンティブの不整合が回避・排除・開示されるなど、管理されることを確保するよう努めるべきである。

B. 自主規制に関する原則

9. 規制のシステムが、権限の及ぶ分野に対して一定の直接的な監督責任を果たす自主規制機関を利用する場合には、当該自主規制機関は、規制当局の監督に服し、権限や委任された責務を行使する際には、公正性と機密性の基準を遵守すべきである。

C. 証券規制の執行に関する原則

10. 規制当局は、検査・調査・監視に係る包括的な権限を有するべきである。
11. 規制当局は、執行に係る包括的な権限を有するべきである。
12. 規制のシステムは、検査・調査・監視・執行に係る権限の効果的でかつ信頼性の高い行使や、効果的な法令遵守のプログラムの実施を確保すべきである。

D. 規制に係る協力に関する原則

13. 規制当局は、公開・非公開の情報を国内・外国当局と共有するための権限を有するべきである。
14. 規制当局は、公開・非公開の情報をいつ、どのように国内・外国当局と共有するかを定めた情報共有のメカニズムを確立すべきである。

15. 規制のシステムは、外国当局が職務の遂行・権限の行使に際して照会を必要とする場合に、支援を提供することを認めるべきである。

E. 発行体に関する原則

16. 財務状況、リスク及び投資家の判断にとって重要なその他の情報は、完全、正確かつ適時に開示されるべきである。
17. 会社の証券の保有者は、公正かつ公平に扱われるべきである。
18. 財務諸表を作成するため発行体によって用いられる会計基準は、高度でかつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。

F. 監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者に関する原則

19. 監査人は、十分な水準の監督に服するべきである。
20. 監査人は、自身が監査を行う発行体から独立しているべきである。
21. 監査基準は、高度でかつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。
22. 信用格付機関は、十分な水準の監督に服するべきである。規制のシステムは、その格付が規制目的で用いられる信用格付機関が、登録制や継続的な監督に服するよう確保すべきである。
23. その他、分析・評価のサービスを投資家に提供する者は、その活動が市場に与える影響や、規制のシステムがその活動に依拠する程度に応じて、適切な監督・規制に服するべきである。

G. 集団投資スキーム(CIS)に関する原則

24. 規制のシステムは、CIS を販売または管理しようとする者の適格性、ガバナンス、組織、行為の基準を定めるべきである。
25. 規制のシステムは、CIS の法的形式・構造及び顧客資産の分別・保護を規定するルールを定めるべきである。
26. 規制は、発行体のための原則で示されたように、特定の投資家にとってのCIS の適合性や、持分の価値を評価するために必要な開示を義務づけるべきである。
27. 規制は、CIS のユニットにおける資産価値評価、プライシング、償還を行うための適正で開示された基礎が存在するよう確保すべきである。
28. 規制は、ヘッジファンドや、ヘッジファンドの運用担当者／顧問が適切な監督に服するよう確保すべきである。

H. 市場仲介者に関する原則

- 29. 規制は、市場仲介者のための最低限の参入基準を定めるべきである。
- 30. 市場仲介者の資本やその他の健全性に関する初期的・継続的な要件が存在すべきであり、それは市場仲介者が負うリスクを反映すべきである。
- 31. 市場仲介者は、顧客の利益・資産を保護し、適切なリスク管理を確保するため、内部組織や営業行為の諸基準を遵守するための内部機能確立を義務づけられるべきであり、市場仲介者の経営陣はこれらの事項についての第一義的な責任を受け入れるべきである。
- 32. 投資家に対する損害・損失を最小化し、システムリスクを抑制するための、市場仲介者の破綻処理に関する手続きが存在すべきである。

I. 流通市場に関する原則

- 33. 証券取引所を含む取引システムの設立は、規制上の認可・監督に服するべきである。
- 34. 公正・公平で、様々な市場参加者の要請の適切なバランスを確保するルールを通じて、取引の健全性を確保することを目的とした、取引所・取引システムに対する継続的な規制上の監督が行われるべきである。
- 35. 規制は、取引の透明性を促進するべきである。
- 36. 規制は、相場操縦その他の不正な取引行為を発見・抑止するよう策定されるべきである。
- 37. 規制は、大口エクスポージャー、デフォルトリスク、市場の混乱を適切に管理することを目的とすべきである。

J. 清算と決済に関する原則

- 38. 証券決済システムと中央清算機関は、それらが公正、実効的、効率的であり、システムリスクを削減するよう設計された規制・監督上の要件に服するべきである。